

## 令和7年度 特定健康診査・特定保健指導のご案内

### 1 特定健康診査と特定保健指導

公立学校共済組合では、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病予防のために、主に内臓脂肪の蓄積に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。今年度も、対象者の方に特定健康診査（以下、「特定健診」という。）の受診券と特定保健指導の利用券がセットになったセット券を送付しています。

受診券や利用券を使用すると、無料で特定健診や特定保健指導を受けることができます。年1回の特定健診をぜひ受診していただき、より健康で豊かな毎日をお過ごしください。

### 2 対象者

今年度中に40～75歳に達する組合員及び任意継続組合員、組合員の被扶養者の方（75歳の誕生日前日まで）

### 3 特定健診

#### (1) 検査項目

特定健診では、腹囲測定、身体計測、検尿、採血、血圧測定、問診を行います。

医師が必要と判断した場合には、この他に貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査が行われることがあります。※がん検診や婦人検診などの検診は、お住まいの市(区)町村で受診できます。



#### (2) 受診方法

次のいずれかの方法で受診してください。

##### ア 居住市(区)町村が行う住民健診（集団健診）の受診

居住市(区)町村が行う集団健診の日程等は、市(区)町村の広報（健康カレンダー等）やホームページでご確認ください。

##### イ 公立学校共済組合が契約した検診機関等で受診

同封の「令和7年度特定健康診査指定健診機関等一覧表」を確認し、事前に電話予約のうえ、受診してください。

#### (3) 持参する物

- ・公立共済組合員の資格が確認できるもの。  
（組合員証／被扶養者証（保険証廃止の経過措置が終了する令和7年12月1日まで）、マイナポータルの資格情報画面、マイナ保険証（オンライン資格確認対応検診機関）、マイナ保険証及び資格情報のお知らせ（オンライン資格確認未対応検診機関）、資格確認書）
- ・特定健康診査受診券（セット券）（以下「受診券」という。）  
※特定健診の結果通知時に必要となりますので、受診券の住所欄にご自宅の住所を記入のうえ、ご持参ください。

#### (4) 受診期限

令和8年1月31日（土）まで

病気が進行してから治療に時間や費用をかけないためにも、年に1度、ご自分の健康管理のために特定健診を受診しましょう。



#### (5) 結果

特定健診の結果は、後日、健診機関等から受診券に記載された住所に直接送付されます。検診機関によっては、当日、面接による結果説明を行うことがあります。

#### (6) 組合員の方で、健康診断や人間ドックを受診している方

勤務先で健康診断を受診したり当共済組合の人間ドック事業を利用する場合は、その結果をもって特定健康診査に代えることができますので、特定健康診査を重ねて受診する必要はありません。この場合、健診結果は事業主等から提供いただきますので、「健康診断結果の写し」等を共済組合宛に送付いただく必要はありません。また、「受診券」は破棄していただくようお願いします。

## (7) 任意継続組合員又は組合員の被扶養者の方で、健康診断や人間ドックを受診している方

勤務先で健康診断を受診したりご自分で人間ドックを受診する場合は、その結果をもって特定健康診査に代えることができますので、特定健康診査を重ねて受診する必要はありません。受診券を使用しない場合は、お手数ですが、今回送付した「質問票」にご記入の上、「健康診断結果の写し」及び「受診券」と一緒に、同封の返信用封筒にて共済組合あてに送付をお願いします。提出いただいた情報は、特定保健指導対象者の確認や、マイナポータルからの特定健診結果閲覧のための登録等に利用します。

※提供情報が不足していると登録ができないため、健診結果は表紙を含めすべてお送りください。(人間ドックを受診した場合、検診機関によっては「特定健診結果」のみ別紙で届きます。その場合は、「特定健診結果の写し」と「質問票」をお送りください。)

※受診券を使用して健康診断や人間ドックを受診した方は、健診結果の送付は不要です(当共済組合が健診機関から健診費用の請求を受ける際に、健診結果情報を受領しています)。

## 4 特定保健指導

生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すサポートをします。

### (1) 利用方法

特定健診の結果から特定保健指導の対象となった方には、案内がありますので、いずれかの方法で利用してください。

#### ア 健診当日から1週間以内の利用

特定保健指導(初回面接)を実施する検診機関で特定健診を受診し、特定保健指導の対象となった方は、当日から1週間以内に特定保健指導を利用することができます。(該当の検診機関については、同封の「特定健康診査指定健診機関等一覧表」を参照してください。)

#### イ 後日の利用

特定保健指導(初回面接)を実施しない検診機関で特定健診を受診し指導対象となった方や、特定健診から1週間以内に特定保健指導を実施できなかった方には、別途、特定保健指導の利用券を送付します。

### (2) 利用期限

令和8年3月31日(火)まで

## 5 費用

自己負担はありません。



**特定健診・特定保健指導を  
あなたの健康づくりに役立てましょう!**

## 6 資格の喪失

資格を喪失した場合は、受診券・利用券は使用できません。(使用した場合は、自己負担が生じます。)受診券・利用券は破棄していただくようお願いします。

## 7 75歳以上の方について

75歳(一定の障害のある方は65歳)の誕生日以降は、「後期高齢者医療制度」に加入することになるため、受診券・利用券は使用できません。(使用した場合は、自己負担が生じます。)

## 8 個人情報の取扱いについて

当共済組合が保有する個人情報は、公立学校共済組合個人情報保護規程(平成30年10月23日全部改正)、個人情報保護方針(平成17年3月16日制定)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他関係法令を遵守し、厳重に管理します。

健診結果については、個人を特定する項目を削除した上で、検査数値を統計的に使用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 9 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、健診機関等によっては特定健診や特定保健指導の予約を受け付けていない場合があります。受診の際には、健診機関等の状況をご確認ください。



## 10 お問い合わせ先

公立学校共済組合新潟支部 健康管理係

電話 : 025-283-5170